

第1回旭川市運動部活動の地域移行に関する懇話会

資 料

- 資料1 旭川市運動部活動の地域移行に関する懇話会参加者名簿
- 資料2 旭川市運動部活動の地域移行に関する懇話会開催要綱
- 資料3 部活動の意義・位置付け
- 資料4 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン【概要】
- 資料5 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン【概要】
- 資料6 北海道部活動の地域移行に関する推進計画【概要】
- 資料7 運動部活動地域移行に向けたモデル事業について
- 資料8 令和4年度部活動の地域移行に関するアンケート調査結果【概要】

旭川市運動部活動の地域移行に関する懇話会 参加者名簿

※五十音順／敬称略

氏名	よみがな	推薦団体	備考
赤堀 達也	あかほり たつや	旭川市立大学短期大学部	学識経験者
大熊 修一	おおくま しゅういち	旭川市中学校長会	学校関係者
加藤 伊織	かとう いおり	株式会社VOREAS	スポーツ団体関係者
鎌本 かおり	かまもと かおり	旭川市PTA連合会	学校関係者
川崎 亮	かわさき りょう	公益財団法人旭川市スポーツ協会	スポーツ団体関係者
武田 英夫	たけだ ひでお	総合型地域スポーツクラブ上川ネット	スポーツ団体関係者

旭川市運動部活動の地域移行に関する懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 将来にわたり子どもたちが運動やスポーツに継続して親しむことができる環境の整備・構築を目指し、市内の中学校に設置されている運動部活動の地域移行について、学識経験者や学校関係者、スポーツ団体関係者の意見を聴くため、旭川市運動部活動の地域移行に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(職務)

第2条 懇話会は、市内の中学校に設置されている運動部活動の地域移行についての意見交換等を行う。

(参加者)

第3条 懇話会の参加者は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が参加を依頼した者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) スポーツ団体関係者
- (4) その他市長が必要と認めた者

2 懇話会の参加者は、8人以内とする。

3 懇話会への参加期間は、市長が依頼した日から令和6年3月31日までとする。

(謝礼)

第4条 懇話会の参加者への謝礼金の額は、日額1,000円とする。

(会議の進行)

第5条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、旭川市観光スポーツ交流部スポーツ課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、観光スポーツ交流部スポーツ課長が定める。

附則

この要綱は、令和5年7月12日から施行する。

中学校学習指導要領(2017年3月改訂、2021年度全面実施) – 抜粋 –

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，**スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資する**ものであり，**学校教育の一環**として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

※高等学校学習指導要領（2018年3月改訂、2022年度入学生より年次進行で実施）においても同内容記載。

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（H30 スポーツ庁）（抄）

- 学校の運動部活動は、・・・**体力や技能の向上**を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との**好ましい人間関係の構築**を図ったり、**学習意欲の向上**や**自己肯定感、責任感、連帯感の涵養**に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン【概要】

ガイドライン策定の趣旨等

- 少子化の進展等の中、運動部活動を持続可能なものとするため、速やかに抜本的な改革に取り組む。
- 生徒に望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、知・徳・体の「生きる力」を育み、バランスのとれた心身の成長と学校生活等を重視し、地域・学校等に応じた多様で最適な形で実施を目指す。
- 義務教育の中学校を主な対象とし、高等学校も原則適用（多様な教育が行われている点に留意）。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

- 都道府県は「運動部活動の在り方に係る方針」を、学校の設置者は「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、校長は、毎年度の「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定。
- 運動部顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成。校長は、活動方針とともに公表。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、学校全体の適切な校務分掌等に留意して、運動部活動の適切な指導・運営管理体制を構築し、適正な数の運動部を設置。また、各運動部の活動内容を把握の上、適宜、指導・是正。
- 学校の設置者は、部活動指導員を積極的に任用・配置。運動部顧問及び管理職対象の研修を実施。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 校長及び運動部顧問は、「運動部活動での指導のガイドライン(H25年5月文部科学省)」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底（学校の設置者等は、支援及び指導・是正）。
- 中央競技団体は、運動部活動での効率的・効果的な科学的トレーニングの指導手引を作成・公開。
- 運動部顧問は、指導手引を活用し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を実施。

3 適切な休養日等の設定

- ジュニア期のスポーツ活動時間に関する医・科学的観点も踏まえ、以下を基準とする。
 - ・ 学期中は週当たり2日以上以上の休養日（平日1日、土日1日以上）
 - ・ 長期休業中は学期中に準じた扱いを行うとともに、長期休養（オフシーズン）を設ける。
 - ・ 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度。
- ア（右上へ続く）

↳（3の続き）

- 都道府県、学校の設置者及び校長は、基準を踏まえた休養日・活動時間等を設定し、運用を徹底。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

- 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる運動部を設置（季節ごとに異なるスポーツを行う活動、レクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等）。
- 地方公共団体は、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないよう、合同部活動等の取組を推進。

(2) 地域との連携等

- 地方公共団体等は、学校や地域の実態に応じ、スポーツ団体、保護者及び民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境を整備。社会教育活動への学校体育施設開放を推進。
- スポーツ団体は、地方公共団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境の充実を推進。また、部活動指導員の任用・配置及びスポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 日本中学校体育連盟は、主催大会の参加資格や運営の在り方等を速やかに見直し。
- 都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校が参加する大会の全体像を把握した上で、大会数の上限の目安等を策定。校長は、各運動部が参加する大会等を精査。

終わりに

- 地方公共団体は、長期的に、学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策に係る検討が必要。

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ **I** は中学生を主な対象とし、**高校生**も原則適用。**II～IV**は公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

北海道部活動の地域移行に関する推進計画の概要

【計画の位置付け】

- 令和4年12月にスポーツ庁・文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）において、各都道府県は推進計画の策定等により、休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めることと記載

【計画期間】

- 国のガイドラインが改革推進期間と位置付ける令和5年度から令和7年度までの3年間

【推進体制】

- 「部活動改革推進本部（仮称）」を設置し、関係部署が横断的に連携し、施策を推進
- 毎年度、「部活動改革推進本部（仮称）」及び有識者や学校関係者、競技団体、保護者等で構成する「部活動関係者会議」に進捗状況を報告し、その意見等を踏まえ効果的に推進

はじめに

少子化による生徒数減、部活動数減、指導や大会運営等教員の業務負担

学校だけで、子どもたちのスポーツ・文化環境を継続的に支えていくことは困難

【部活動の地域移行】

- 生徒の望ましい成長のために、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消
- 学校における働き方改革を推進し、学校教育の質を向上

第1章 国の動向

- 平成29年以降、学校における部活動の厳しい現状を踏まえ、部活動の適正化、地域との連携・協働、地域移行の方向性が示されてきた
- 公立中学校等を対象として、まずは休日の部活動から段階的に地域移行を進めること、地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援することが示された（令和4年国のガイドライン）

第2章 北海道における方向性

- 公立中学校等を対象として、まずは休日の部活動から段階的に地域移行することを基本とし、休日の部活動の地域クラブ活動への移行については、令和5年度から令和7年度までの3年間において取組を重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- 公立高等学校については、生徒の心身の健全育成や教員の働き方改革の観点から、地域や学校等の実情に応じて部活動の改善に取り組む

第3章 道教委の取組とスケジュール

(1) 運営団体・実施主体の整備

(2) 指導者の確保

(3) スポーツ・文化施設の確保

(4) 大会・コンクール等の見直し

(5) 部活動の位置付けについての理解の促進

(6) 費用分担に関する意識の醸成

(7) 取組の促進

道教委の取組

- 市町村への事例提供・助言
- 複数市町村間の調整
- 地域の人材及び兼職兼業を希望する教員の人材バンクの整備
- 大会主催者への要請
- 部活動の位置付け等の周知
- 広報・啓発
- 取組状況の把握

R5

R6

R7

第4章 市町村の取組と実施イメージ

1 市町村の取組

総論 地域における新たなスポーツ・文化芸術等に親しむ環境の在り方

(生徒や地域の状況に応じた機会の確保)

これまでの部活動の課題や地域の実情、多様な生徒のニーズや地域の意向等を踏まえ、在り方を検討する

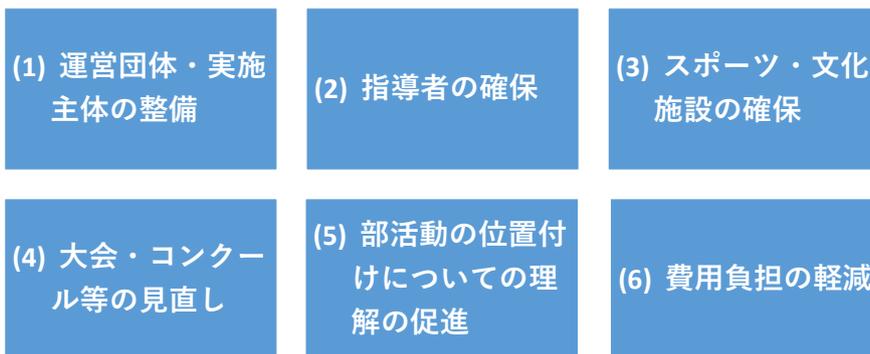
(地域クラブ活動と学校の連携)

部活動の地域移行が完成するまでは、地域クラブ活動と学校の部活動で指導者が異なることなどから、地域クラブ活動と学校の関係者が連携する

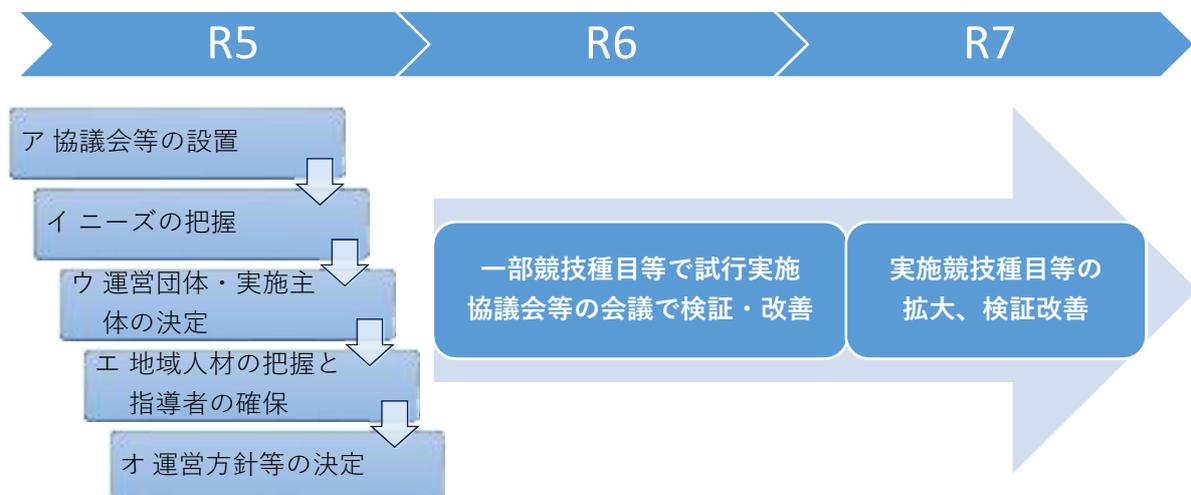
(休日の部活動の地域移行)

公立中学校等を対象として、休日の部活動の地域クラブ活動への移行については、令和5年度から令和7年度までの3年間において取組を重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す

各論



2 市町村の実施イメージ (スケジュール例)



- ※ 近隣の市町村と連携し、協議会等の設置を想定
- ※ 検討段階から随時、関係団体、学校、保護者、地域住民への情報発信
- ※ 運営団体・実施主体と市町村の連携が必要

運動部活動の地域移行に係るモデル実証事業について

1 経過

(1) 学校部活動の現況と持続可能性について

令和3年度時点で、本市内の部活動設置中学校数は24校（26校中）であり、全生徒の約8割にあたる約6,000人が243の運動・文化部活動に加入している。

直近の5年間では、部活動加入生徒数及び部活動数が13ポイント減少しており、本市においても少子化や担い手不足等の影響により、1つの部活当たりの生徒数や指導者の確保が困難な状況である。

(2) 実証事業の実施にあたっての課題

令和4年度に市内の中学生を対象に行ったアンケートの結果、部活動に加入していない生徒の約3割が「参加したい活動が部活動等がない」ことが理由であり、また、「土・日の部活動が地域での活動になる場合、どのような活動に参加したいか」と全生徒を対象に聞いたところ、約4割が平日の部活動では体験できない活動や楽しむことを目的としたレクリエーション的活動を望むとの回答があり、生徒のニーズとの不一致が一部で発生している。

2 実証事業の概要

- ・地域で活動するスポーツ団体が主体となり、市内全中学生を対象にしたスポーツ教室を開催する。
- ・参加者（保護者）に対しアンケートを実施し、本市にあった部活動地域移行の在り方を検討する。
- ・本実証事業は、道からの委託事業として実施する。

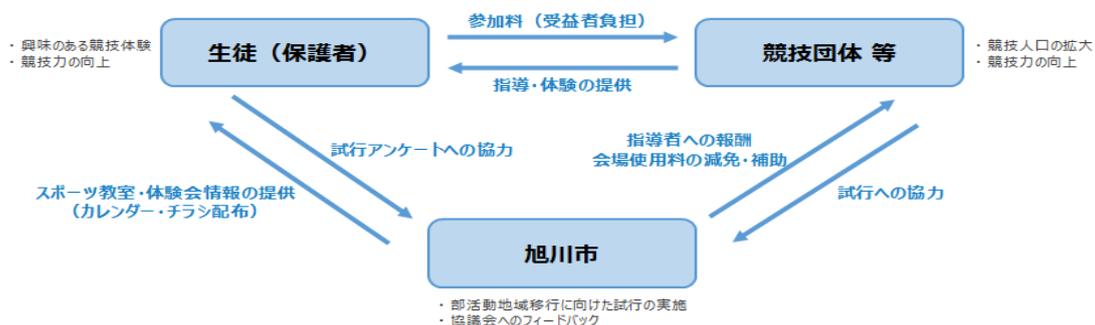
3 実施期間

令和5年5月19日から令和6年3月31日まで

※道との契約期間は令和5年5月19日から令和6年2月22日まで

4 事業内容

- ・協力団体と連携し、中学生を対象にしたスポーツ教室（体験会含む）を開催（計20～40回程度）
- ・実施するスポーツ教室は競技経験者のスキルアップを目的とするものから初心者向けの体験会まで多岐にわたる
- ・スポーツ教室の情報を市で取りまとめ、市内全中学生（約6,900人）にPRチラシを配付
- ・将来的に持続可能な事業とするため、参加者の大きな負担にならない程度の参加料を徴収
- ・講師に対し市から謝礼を支給（時給1,600円×指導時間）
- ・参加者及び保護者に内容や参加料等に関するアンケートを実施（第2回懇話会で検討）



5 協力団体

- ・道北陸上競技協会（陸上）
- ・旭川レスリング協会（レスリング）
- ・ヴォレアス北海道（バレーボール） ※元ヴォレアス選手と高校生が指導
- ・北海道教育大学旭川校（バスケットボール） ※教育大女子バスケ部のコーチと大学生が指導
- ・緑が丘総合型地域スポーツクラブ（ニュースポーツほか）

6 スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
市	事業説明		チラシ①作成・配布	●	チラシ②作成・配布	●			結果集計	結果報告	
				参加者アンケート	●						
				報酬支払	●						
スポーツ団体	スポーツ教室の企画・申請	●		参加受付	●						
				スポーツ教室実施・実施報告	●						
懇話会			第1回	●	第2回	●			第3回	●	
										第4回	
										●	

7 予算措置（道委託事業）

報償費	当日指導・事務作業への謝礼	1,475 千円
使賃料	会場使用料	50 千円
消耗印刷費	消耗品購入	75 千円
	チラシ印刷	400 千円
計		2,000 千円

1 対象者

- ・小学校第5学年及び第6学年の児童 及び 保護者
- ・中学校第1学年及び第2学年の生徒 及び 保護者
- ・小学校及び中学校の教職員（校長，教頭，主幹教諭，教諭（助教諭を含む。）養護教諭，栄養教諭）
※再任用職員，期限付き職員（欠員補充，産休代替，育休代替等）及び市の少人数学級編制に伴う市費負担教員を含む。

2 調査対象数，回答数，回答率

	調査対象数	回答数	回答率
小学校児童	4, 775人	3, 810人	79. 8%
小学校保護者	4, 635世帯	1, 070世帯	23. 1%
中学校生徒	4, 851人	3, 589人	74. 0%
中学校保護者	4, 637世帯	784世帯	16. 9%
小学校教職員	1, 194人	779人	65. 2%
中学校教職員	608人	427人	70. 2%

3 アンケート調査の結果の概要

(1) 小学校児童用

- ・「中学校に入学した後，放課後に参加してみたい活動はありますか。」という質問に対し，50. 0%が「運動やスポーツに関する活動」，23. 9%が「文化芸術に関する活動」と回答しており，多くの児童が，運動・スポーツや文化芸術に関する活動への関心をもっていると考えられる【設問1】。
- ・「色々な運動やスポーツ・文化芸術に関する活動を経験したり，楽しんだりすることを目的とした地域のクラブ・少年団などが運営する活動があった場合，参加したいと思いませんか。」という質問に対し，66. 2%が「参加してみたい」と回答している【設問10】。また，「土曜日，日曜日の部活動が学校ではなく，地域のクラブや少年団などが運営する活動になった場合，興味のある活動があれば入りたいと思いませんか。」という問いに対し，77. 0%が「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答しており，多くの児童が，地域クラブ等に関心をもっていると考えられる【設問11】。

(2) 小学校保護者用

- ・「お子様が中学校に入学した後，放課後に参加させてみたい活動はありますか。」という質問に対し，51. 8%が「運動やスポーツに関する活動」，21. 7%が「文化芸術に関する活動」と回答しており，多くの小学校保護者が，運動・スポーツや文化芸術に関する活動に関心をもっていると考えられる。また，保護者，児童の「運動やスポーツに関する活動」と「文化芸術に関する活動」に対する志向の傾向が，それぞれ約50%，約20%とほぼ同様である【設問1】。
- ・「土曜日，日曜日の部活動が学校ではなく，地域のクラブや少年団などが運営する活動になった場合，お子様にとって興味のある活動があれば，参加させたいと思いませんか」という問いに対し，88. 6%が「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答しており，多くの小学校保護者が，地域クラブ等に関心をもっていると考えられる【設問8】。
- ・「土曜日，日曜日の中学校の部活動が学校ではなく，地域のクラブや少年団などが運営する活動になった場合，参加費等（月額）はいくらまでであれば許容できますか。」という質問に対し，「1000円以上～2000円未満」と回答した割合が31. 4%と最も多く，次いで「2000円以上～3000円

未満」が20.0%となっており、ある程度の費用負担は許容しつつも、負担額が少ないことを望んでいると考えられる【設問9】。

- ・「スポーツや文化芸術に親しむ環境を地域が整備することについて、どう思いますか。」という質問に対し、92.9%が「賛成である」または「どちらかといえば賛成である」と回答したことから、多くの小学校保護者が、部活動の地域スポーツ・文化クラブ活動への移行に肯定的であると考えられる【設問10】。

(3) 中学校生徒用

- ・「色々な運動やスポーツ・文化芸術に関する活動を経験したり、楽しんだりすることを目的とした地域のクラブ・少年団などが運営する活動があった場合、参加したいと思いますか。」という質問に対し、53.3%が「参加してみたい」と回答している。また、「参加したいと思わない」との回答も約半数程度(46.7%)あり、中学生にとっては、現状の学校の部活動に一定程度、満足している状況があると考えられる【設問10】。
- ・「土曜日、日曜日の部活動が学校ではなく、地域のクラブや少年団などが運営する活動になった場合、興味のある活動があれば入りたいと思いますか」という問いに対し、66.1%が「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答しており、地域で提供できる活動によっては、多くの生徒が地域クラブ等に参加する可能性があると考えられる【設問11】。

(4) 中学校保護者用

- ・「土曜日、日曜日の部活動が学校ではなく、地域のクラブや少年団などが運営する活動になった場合、お子様にとって興味のある活動があれば、参加させたいと思いますか」という問いに対し、89.7%が「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答したことから、多くの中学校保護者が、地域クラブ等に関心をもっていると考えられる【設問8】。
- ・「土曜日、日曜日の中学校の部活動が学校ではなく、地域のクラブや少年団などが運営する活動になった場合、参加費等(月額)はいくらまでであれば許容できますか。」という質問に対し、「2000円以上～3000円未満」と回答した割合が24.7%と最も多く、次いで「1000円以上～2000円未満」が24.2%、「1000円未満」が20.0%となっており、ある程度の費用負担は許容しつつも、負担額が少ないことを望んでいると考えられる【設問9】。
- ・「スポーツや文化芸術に親しむ環境を地域が整備することについて、どう思いますか。」という質問に対し、89.2%が「賛成である」または「どちらかといえば賛成である」と回答したことから、多くの中学校保護者が、部活動の地域スポーツ・文化クラブ活動への移行に肯定的であると考えられる【設問10】。

(5) 小学校教職員用

- ・「土曜日、日曜日の中学校の部活動が学校ではなく、地域の団体が運営する活動になった場合、地域の指導者としてスポーツ・文化芸術活動に携わることについてどう考えますか。」という質問に対し、16.5%が「積極的に携わりたい」または「条件、報酬によるが、携わってもよい」と回答している【設問2】。

(6) 中学校教職員用

- ・「土曜日、日曜日の中学校の部活動が学校ではなく、地域の団体が運営する活動になった場合、地域の指導者としてスポーツ・文化芸術活動に携わることについてどう考えますか。」という質問に対し、35.6%が「積極的に携わりたい」または「条件、報酬によるが、携わってもよい」と回答している【設問6】。